

特定非営利活動法人 恒志会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人恒志会と言う。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市豊中区岡町北3丁目1番20号に置く。必要に応じ支部を置くことが出来る。

(目的)

第3条 この法人は、先達、片山恒夫の志、教えに従い、予防医療、再燃、再発のない医療、患者の健康の回復、維持増進を図る医療等に関する幅広い分野で教育普及活動及び調査研究を行うとともに、国際協力により学術、健康教育及び調査研究の交流を行う。さらに不特定多数の市民、医療関係者、団体等を対象に疾病予防及び健康増進の助言又は支援、協力をを行い、食育、公衆衛生の普及、医療者の技術水準の高揚、医療の質の向上、次世代の人材の育成を推進し、もって保健、医療又は福祉等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 市民、歯科医師、歯科学生、医療関係者を対象とした教育事業
 - ② 若手歯科医師、医療関係者を対象とした技術普及事業
 - ③ 調査研究、翻訳事業
 - ④ 情報発信事業
 - ⑤ その他の市民団体、公的組織との協力連携事業
 - ⑥ 本会の事業に必要な資料の編纂及び発行事業

- (7) 歯科医療全般に関する助言、食育及び啓蒙または協力支援事業
 - (8) 歯科医療全般に関する諸外国支援及び国際協力事業
 - (9) その他本会の目的に達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- (1) 出版事業
 - (2) 物品販売事業
- 2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
 - (2) 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人又は団体。
 - (3) 名誉会員 この法人の事業を支援するために理事会で推薦されて入会した個人又は団体。

(入会)

- 第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長に承認を得なければならない。
- 理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り、入会を認めることとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 名誉会員は、本人の承諾をもって入会したものとみなす。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(除名)

第10条会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員をおく

- (1) 理事 5名以上、15名以下
 - (2) 監事 1名以上、2名以下
-
- 2 理事のうち、1名を理事長、副理事長を2名以内とする。常務理事5名以内を置くことができる。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長又は常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な時事術があることを發見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸張する。
- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びに粗に変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることのできない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在数

(3)出席した正会員数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

(4)審議事項及び議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるものその他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分に1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定により請求があったときには、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号の掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第 35 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第 36 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 38 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1)特定非営利活動に係わる事業

(2)その他の事業

(事業計画及び予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない、これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 40 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 第 39 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 49 条 この法人が解散するときの残余財産の帰属は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項の規定に従い、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て選定する。

第 9 章 雜則

(広告)

第 50 条 この法人の広告は官報により行う。

(委任)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問、相談役、名誉理事)

第 52 条 この法人に、特定非営利活動促進法に基づく役員以外のものとして、顧問、相談役、名誉理事を置くことができる。

- 2 顧問、相談役、名誉理事は、理事長が選任し、委嘱する。
- 3 顧問、相談役、名誉理事の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 顧問、相談役、名誉理事に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

| | | |
|--------------|--------|------------|
| 専門職会員 | 入会金 | 10,000 円 |
| | 会費（年額） | 10,000 円 |
| 一般会員 | 会費（年額） | 3,000 円 |
| (2) 賛助会員（個人） | 入会金 | 5,000 円 |
| | 会費（年額） | 一口 5,000 円 |
| (3) 賛助会員（団体） | 入会金 | 50,000 円 |
| | 会費（年額） | 50,000 円 |

- 3 この法人の設立当初役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第 14 条第 1 項にかかわらず、平成 20 年 9

月 30 日までとする。

(1) 理事長

氏名 土居 元良

(2) 副理事長

氏名 鈴木 博信

氏名 吳 宏明

(3) 常務理事

氏名 沖 淳

氏名 藤巻 五朗

氏名 菊池 哲

氏名 緒方 守

氏名 山口 時子

(4) 理事

氏名 平井ひろみ

氏名 関 正一郎

氏名 島 和雄

氏名 福岡 雅

氏名 関 晋太郎

(5) 監事

氏名 桜田 貞子

氏名 中浦 範子

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、平成18年10月1日から平成19年9月30日までとする。

6 この法人の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。_

特定非営利活動法人 恒志会

理事長 土居 元良 ㊞